

# 第七十四回 帝國議會 衆院 職員健康保險法案委員會議錄(速記)第一回

付託議案  
職員健康保險法案(政府提出)

會議

昭和十四年三月七日(火曜日)午前十時三十  
分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 眞鍋 勝君

理事成島 勇君 理事小串 清一君

理事泉 國三郎君

木村 淳七君

喜多壯一郎君

本田彌市郎君

豊田 豊吉君

石坂 養平君

田子 一民君

濱地 文平君

太田 理一君

赤松 克麿君

米窪 滿亮君

道家齊一郎君

同月六日委員紫安新九郎君辭任ニ付其ノ補  
闕トシテ眞鍋勝君ヲ議長ニ於テ選定セリ

同月七日委員長紫安新九郎君ノ補闕トシテ

出席國務大臣左ノ如シ

厚生大臣 廣瀬 久忠君

出席政府委員左ノ如シ

厚生政務次官 津崎 尚武君

保險院長官 進藤 誠一君

保險院總務局長 佐藤 基君

保險院社會保險局長 清水 玄君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

職員健康保險法案(政府提出)

○泉委員長代理 是ヨリ開會致シマス、暫  
時私ガ此ノ席ヲ汚シマス、本委員會ノ委員  
長紫安君ガ委員ヲ辭任セラレマシタノデ、

委員長ノ補闕選舉ヲ行ハナケレバナリマセ  
ヌ、其ノ選舉ニ付キ御諮リ致シマス

○田子委員 投票ヲ用ヒズ眞鍋勝君ヲ推薦  
致シタイト思ヒマス、御賛成ヲ請ヒマス

○泉委員長代理 田子君ノ動議ニ御異議ア  
リマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○泉委員長代理 御異議ナイト認ヌマス、  
ソレデハ眞鍋君ガ委員長ニ御當選ニナリマ

シタ、御著席ヲ願ヒマス

〔眞鍋勝君委員長席ニ著ク〕

○眞鍋委員長 紫安君ガ辭任サレマシタフ  
デ、私ガ代ツテ此ノ席ヲ汚スコトニナリマ  
シタ、切ニ皆様ノ御助力ヲ御願シマス——

ソレデハ大臣ノ御説明ヲ御願致シマス  
デ、大臣ノ御説明ヲ御願致シマス——

○廣瀬國務大臣 只今議題トナリマシタ職  
員健康保險法案ニ付テ、説明ヲ申シ上ゲマ  
ス、健康保險ノ制度ガ、國民保健上竝ニ國  
民生活ノ安定ヲ期スル上ニ於キマシテ、有

效適切ナル施設デアルコトハ、今更申上ゲ  
ル迄モナイコトデアルト存ズルノデアリマ  
ス、然ルニ現在我國ニ於ケル健康保險ノ制  
度ト致シマシテハ、御承知ノ通リ工場、礦  
山等ノ勞働者ニ對スル健康保險ノ制度ガア  
リ、又最近ニ於キマシテハ、農山漁村居住  
者及ビ中小商工業者等ノ一般國民ニ對スル、  
國民健康保險制度ノ實施ヲ見タノデアリマ  
スガ、都市ノ給料生活者、又ハ商店使用  
人等ニ對シマシテハ、未ダ適當ナル健康保  
險ノ施設ガ設ケラレテ居ナイ實情ニアルノ  
デアリマス、然ルニ是等ノ給料生活者、又  
ハ商店使用人等ハ、其ノ經濟生活ノ實情ニ  
異ナル所ガナインミナラズ、其ノ健康狀態  
ノ如キモ良好デナイノデ、隨テ是等ノ者ニ  
對シマシテ、工場、礦山等ノ勞働者ト殆ド  
於キマシテ、商店、工場、礦山等ノ勞働者ト殆ド  
ハ商店使用人等ハ、其ノ經濟生活ノ實情ニ  
異ナル所ガナインミナラズ、其ノ健康狀態  
ノ如キモ良好デナイノデ、隨テ是等ノ者ニ  
對シマシテ、未ダ適當ナル健康保險制度ガ講セラレ  
テ居リマセヌコトハ、國民保健上ヨリ致シ  
マシテ、淘ニ遺憾デアルバカリデナク、特  
ニ現下ノ如キ非常時局ニ際シマシテ、前線  
及ビ銃後ニ於ケル人的資源ノ充實ヲ圖ル上  
デアリマシテ、是等ノ者ニ對シテ速ニ適切  
ナル健康保護ノ施設ヲ講ジ、以テ銃後國防

ノ萬全ヲ期スルコトハ、刻下喫緊ノ要務デ  
アルト存ズルノデアリマス、本法案ノ内容  
ニ付テ、其ノ概要ヲ申シ上ゲマスルト、次  
ノ如キモノデアリマス

第一ニ適用範圍ヲ申上ゲマスト、本保  
險ハ市又ハ主務大臣ノ指定スル町村ニア  
ル事業ノ事業所デアリマシテ、當時十人  
以上ヲ使用スル一定ノ事業ニ、強制適  
用スルコトト致シテ居リマス、而シテ強  
制適用ヲ受クベキ事業ノ種類ハ、物ノ販  
賣ニ關スル事業、金融又ハ保険ニ關スル  
事業、物ノ保管又ハ賃貸ニ關スル事業、媒  
介周旋ニ關スル事業、集金、案内又ハ廣  
告ニ關スル事業ノ五種類デアリマス、尙  
ホ此ノ以外ノ商業的企業其ノ他ノ事業ニ  
於ケル給料生活者、又ハ商店使用人等ニ對  
シテハ、認可ヲ得テ包括的ニ本保険ニ加入  
ヲ許サルコトト致シテ居リマス

第二ハ保険者デアリマス、本保険ノ保険  
者ハ現行健康保險ト同様、政府ト職員健康  
保險組合ノ組合員ニアラザル被保險者ノ保  
險ヲ管掌シ、職員健康保險組合ハ其ノ組合  
員タル被保險者ノ保険ヲ管掌スルコトトナ  
ム

ツテ居リマス、第三ハ保険給付デアリマス、

本保険ニ於キマシテハ被保險者ノ疾病、負

傷、分娩又ハ死亡ノ場合ニ、療養費又ハ療  
養ノ給付、傷病手當金、埋葬料又ハ埋葬費、

分娩費、出產手當金ヲ支給スルコト致シ

テ居リマス、尙ほ以上ノ外保険者ハ、其ノ

經濟ニ餘裕ノアリマス場合ニハ、以上ノ給

付ニ併セテ、其ノ他ノ保険給付ヲ爲シ、又

被保險者ノ世帯員ノ疾病、負傷ニ關シマシ

テモ、保険給付ヲ爲シ得ルコトトナツテ居

ルノデアリマス

第四ニ費用ノ問題デアリマス、費用ハ保

險料ガ其ノ主タル財源デアリマシテ、之ヲ

被保險者及ビ事業主ガ、各折半負擔スル

ノデアリマスガ、任意繼續被保險者ハ其ノ

保險料ノ全額ヲ負擔スルコトトナツテ居リ

マス、次ニ國庫負擔ノ問題デアリマスガ、

國庫ハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ、職員健

康保險事業ニ要スル費用ヲ負擔スル豫定デ

アリマス

以上申上ゲマシタ如ク、本制度ハ國民ノ

健康ノ保持増進ヲ圖リ、併セテ其ノ經濟生

活ノ安定ト、國民思想ノ安定トヲ圖ラント

スル施設デアリマシテ、現下ノ時局ニ鑑ミ

是ガ實施ハ喫緊ノ要務ナリト存ズル次第デ

アリマス、何卒御審議ノ上御協賛アランコ

トヲ切ニ希望致シマス

○泉委員 資料ヲ要求シタイト思ヒマス、

ソレハ本保険法案ニ依リマスレバ、任意加

入ヲ爲シ得ベキモノノ中ニ、速記者ト云フ

モノモアルノデアリマスガ、現在全國ノ速

記者ノ數及ビ其ノ分布概況、平均收入、速

記者五人以上ヲ有スル速記事務所、内十人

以上ヲ有スル數、是等ノ資料ヲ提出セラレ

ンコトヲ求メマス

○眞鍋委員長 他ニ資料ノ御要求ハゴザイ

マセヌカ

○泉委員 質問ニ入ル前ニ資料ヤ何カヲ戴

キタイ部分モアリマスルシ、委員ノ中大分他

ノ委員會ナリニ關係ノアル方ガ居リマスノ

デ、本日ハ此ノ程度デ散會セラレンコトヲ

希望致シマス

○眞鍋委員長 御諮詢致シマス、喜多君ハ、

別ニ質問モアリサウニ見エヌカラ成ベク一

ツ早く進行シテ、今日中ニ質疑ヲ打切ツテ貰

ヒタイト云フ内々デスガ御話モアツタノデ

アリマスガ、サウ急グ必要モナカラウカト存

ジマスシ、又土曜日ノ本會議ノ様子ヲ見マ

スト、何レ委員會ニ於テ質疑ヲシタイト云

フヤウナ御話モアツタヤウニ聞キマシタカ

ラ、如何デス、今ノ泉君ノ動議ニ對シマシ

テ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○眞鍋委員長 御異議ナシト認メマシテ、本

日ハ是ニテ散會致シマス、ソレカラ次會ノ

日時ハ追テ公報ヲ以テ御通知申上ゲマス

午前十時四十一分散會